

三重県広域受援計画 2019年3月修正 新旧対照表（主な内容）

No.	現行	修正案
1	<p>第2章緊急輸送ルートに関する計画</p> <p>P. 39 別表2-1 伊勢市</p> <p>(新設)</p>	<p>※三重県宮サンアリーナ、伊勢志摩拠点へのルート確保について <u>三重県宮サンアリーナ、伊勢志摩拠点への進入ルートについては、鳥羽松阪線（伊勢二見鳥羽ライン）、朝熊東10からしかかないため、代替ルートを設定できない。</u> <u>こうした中、朝熊東10付近は、津波浸水が想定される区域となっており、漂流物等により通行不可となることが想定され、その場合には道路閉鎖が必要となる。</u> <u>このため、朝熊東10付近（県管理の鳥羽松阪線（伊勢二見鳥羽ライン）と伊勢市管理の朝熊21号線の立体交差周辺）については、道路管理者間で情報共有や連携を密にして、最優先で道路閉鎖を行うこととする。</u></p>
2	<p>第9章自治体応援職員の受入れに関する計画</p> <p>P. 182 第1節 要旨 第3 概要</p> <p>「被災市区町村応援職員確保システム」（総務省）について</p> <p>熊本地震における課題を受けて、総務省が設置した「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」は、平成29年6月、報告書を取りまとめ総務省に提言を行った。 この報告書をふまえ、総務省は、被災市区町村を支援する仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」を定めた。</p> <p>【被災市区町村応援職員確保システムの概要】 当該システムが導入された場合、国においては「被災市区町村応援職員確保調整本部」が設置され、被災都道府県には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック知事会幹事都道府県、被災都道府県等）が設置され、その中で、被災市区町村ごとに一対一で支援を行う「対口支援団体」の決定について調整が行われることとなっている。</p> <p>(ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般事務職の応援職員の派遣を対象とするシステムである。 ・対口支援団体は、発災した翌々日までに決定。 ・対口支援団体は、被災地域ブロックの都道府県を中心とするが個別相互応援協定を締結している都道府県からも選定し決定。 ・被災市町村に対する支援は、対口支援団体である都道府県が区域内の市町村とともに一体的な支援を行う。 ・対口支援方式は、対口支援団体が個々の被災市町村を一対一で支援する。 ・対口支援団体には、被災市町村長の災害マネジメントを総括的に支援する役割も期待する。 ・対口支援団体による対応が困難な場合には、不足する職員について全国の地方公共団体による応援職員の派遣により補完的に対応する。 	<p>「被災市区町村応援職員確保システム」（総務省）について</p> <p>熊本地震における課題を受けて、総務省が設置した「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」は、<u>2017年</u>6月、報告書を取りまとめ総務省に提言を行った。 この報告書をふまえ、総務省は、被災市区町村を支援する仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」を定めた。</p> <p>【被災市区町村応援職員確保システムの概要】 当該システムが適用された場合、国においては「被災市区町村応援職員確保調整本部」が設置され、被災都道府県には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック知事会幹事都道府県、被災都道府県等）が設置され、その中で、被災市区町村ごとに<u>原則として</u>一対一で支援を行う「対口支援団体」の決定について調整が行われることとなっている。</p> <p>(ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難所の運営及び罹災証明書の交付等の業務に従事する一般事務職の応援職員の派遣を対象とするシステムである。</u> ・対口支援団体は、<u>発災後、速やかに決定。</u> ・対口支援団体は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市を中心とするが個別相互応援協定を締結している都道府県及び指定都市からも選定し決定。 ・被災市区町村に対する支援は、対口支援団体である都道府県は、<u>区域内の市区町村とともに一体的な支援を行う。</u> ・対口支援方式は、対口支援団体が個々の被災市区町村を原則として一対一で支援する。 ・必要に応じて、<u>災害マネジメント総括支援員（GADM）の派遣が行われ、被災市区町村長の災害マネジメントの総括的な支援も行う。</u> ・対口支援団体による対応が困難な場合には、不足する職員について全国の地方公共団体による応援職員の派遣により補完的に対応する。

No.	現行		修正案
3	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P.182 第1節 要旨 第3 概要 (新設)	<p style="text-align: center;">広域災害時の全国知事会の対応について</p> <p>2018年11月の全国知事会議で、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」について主に下記の見直しが行われた。</p> <p>(ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災情報等の収集・連絡事務等を迅速かつ的確に進めるために設置される「災害対策都道府県連絡本部」の下、被災県に「災害対策都道府県現地連絡本部」を設置。併せて、被災市区町村応援職員確保システムに基づく現地調整会議への参加など、被災県や国・ブロック幹事県・関係団体等との連絡調整を、その役割として規定。 災害対策都道府県連絡本部の設置基準について、これまでの基準の「震度6弱以上が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合」に加え、大雨特別警報の発表時にも設置。 広域応援に係る調整等を迅速かつ的確に実施するために設置される「緊急広域災害対策本部」の設置基準について、「複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時」に設置することを明確化。
4	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P.186 第3節 一般事務職員の受入れ 第2 受入れ調整 対口支援団体は、 <u>一対一</u> で支援を行うこととなった被災市町（カウンターパート）に対し、連絡要員を派遣し人的支援ニーズを把握し、自治体応援職員を派遣する。 また、対口支援団体は、被災市町において、被災市町職員、派遣されている被災県の連絡要員等を構成員とする連絡会議を開催し自治体応援職員の派遣調整を図る。 なお、被災市町の要請に対し、対口支援団体による対応が困難な場合、対口支援団体は、全国の地方公共団体による応援職員の派遣を求める。	対口支援団体は、支援を行うこととなった被災市町（カウンターパート）から人的支援ニーズを把握し、自治体応援職員を派遣する。 また、対口支援団体は、被災市町において、被災市町職員、派遣されている被災県の連絡要員等を構成員とする連絡会議を開催し自治体応援職員の派遣調整を図る。 なお、被災市町の要請に対し、対口支援団体による対応が困難な場合、対口支援団体は、全国の地方公共団体による応援職員の派遣を求める。
5	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P.186 第3節 一般事務職員の受入れ 第2 受入れ調整 2 自治体応援職員（一般事務職員）の配置調整 「応援・受援班（一般事務職員）」は、被災市町や各部（隊）からの要請と、他県等からの人的支援の申し出を基に配置調整を行う。 「応援・受援班（一般事務職員）」は、調整結果について、市町に対しては緊急派遣チーム等を通じて、各部隊に対しては受援調整会議の機会等を通じて共有する。	2 自治体応援職員（一般事務職員）の配置調整 「応援・受援班（一般事務職員）」は、被災市町や各部（隊）からの要請と、他県等からの人的支援の申し出を基に、 <u>適材適所の配置</u> となるよう調整を行う。 「応援・受援班（一般事務職員）」は、調整結果について、市町に対しては緊急派遣チーム等を通じて、各部隊に対しては受援調整会議の機会等を通じて共有する。
6	第9章自治体応援職員の受入れに関する計画	P.186 第3節 一般事務職員の受入れ 第2 受入れ調整 (新設)	3 自治体応援職員（一般事務職員）の円滑な引き継ぎの実施 円滑に業務が引き継がれ、切れ目のない応援活動となるよう、「応援・受援班（一般事務職員）」は、引き継ぎ期間の拡充や半数ずつの交代を求めるなど、応援自治体等と調整を図る。

No.	現行	修正案	
7	<p>第9章自治体応援職員の受入れに関する計画</p> <p>P.186 第3節 一般事務職員の受入れ 第3 支援活動及び調整</p>	<p>1 自治体応援職員（一般事務職員）の活動支援</p> <p>「応援・受援班（一般事務職員）」は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、各部隊の受援担当と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。</p>	<p>1 自治体応援職員（一般事務職員）の活動支援</p> <p>「応援・受援班（一般事務職員）」は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、各部隊の受援担当と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。なお、宿泊所については、<u>応援自治体側での対応を求めることを基本とする。</u></p> <p>自治体応援職員（一般事務職員）に対しては、<u>緊急対応や復旧・復興のフェーズに応じて業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。また、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。</u></p> <p>自治体応援職員（一般事務職員）の活動に必要な資機材については、<u>原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておく。</u></p>
8	<p>第9章自治体応援職員の受入れに関する計画</p> <p>P.187 第3節 専門職種職員の受入れ 第2 受入れ調整</p>	<p>1 自治体応援職員（専門職種職員）の配置調整</p> <p>各部隊情報収集・分析班は、被災市町からの要請と、他県等からの人的支援の申し出を基に配置調整を行う。 調整結果について、市町に対して緊急派遣チーム等を通じて共有する。</p>	<p>1 自治体応援職員（専門職種職員）の配置調整</p> <p>各部隊情報収集・分析班は、被災市町からの要請と、他県等からの人的支援の申し出を基に、<u>適材適所の配置となるよう調整を行う。</u> 調整結果について、市町に対して緊急派遣チーム等を通じて共有する。</p>
9	<p>第9章自治体応援職員の受入れに関する計画</p> <p>P.187 第3節 専門職種職員の受入れ 第2 受入れ調整</p>	<p>(新設)</p>	<p>3 自治体応援職員（専門職種職員）の円滑な引き継ぎの実施</p> <p><u>円滑に業務が引き継がれ、切れ目のない応援活動となるよう、各部隊情報収集・分析班等は、引き継ぎ期間の拡充や半数ずつの交代を求めるなど、応援自治体等と調整を図る。</u></p>

No	現行	修正案
10	<p>第9章自治体応援職員 の受入れに関する計画</p> <p>P.188 第3節 専門職種職員 の受入れ 第3 支援 活動及び調整</p> <p>1 自治体応援職員（専門職種職員）の活動支援</p> <p>各部隊情報収集・分析班は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、「応援・受援班（一般事務職員）」と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。</p>	<p>1 自治体応援職員（専門職種職員）の活動支援</p> <p>各部隊情報収集・分析班は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、「応援・受援班（一般事務職員）」と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。なお、宿泊所については、応援自治体側での対応を求めることを基本とする。</p> <p>自治体応援職員（専門職種職員）に対しては、応急対応や復旧・復興のフェーズに応じて業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。また、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。</p> <p>自治体応援職員（専門職種職員）の活動に必要な資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておく。</p>
11	<p>第9章自治体応援職員 の受入れに関する計画</p> <p>P.190 第6節 市町における 自治体応援職員 の受入れ 第2 災害発生時の活動 2 応援要請</p> <p>2 応援要請</p> <p>受援担当（受援班等）は、把握した人的支援ニーズをとりまとめ、県緊急派遣チーム又は県地方災害対策部を通じて、県災害対策本部に対し要請する。</p> <p>特に、災害発生直後は、災害対策本部のマネジメントを支援できる人材の派遣要請の必要性について速やかに検討し、必要に応じて要請する。</p>	<p>2 応援要請</p> <p>受援担当（受援班等）は、把握した人的支援ニーズをとりまとめ、県緊急派遣チーム又は県地方災害対策部を通じて、県災害対策本部に対し要請する。</p> <p>対口支援団体が決定している場合は、一般事務職員の自治体応援職員については、同団体に直接要請する。</p> <p>特に、災害発生直後は、災害対策本部のマネジメントを支援できる人材の派遣要請の必要性について速やかに検討し、必要に応じて要請する。</p>
12	<p>第9章自治体応援職員 の受入れに関する計画</p> <p>P.190 第6節 市町における 自治体応援職員 の受入れ 第2 災害発生時の活動 3 受入れ準備</p> <p>3 受入れ準備</p> <p>市町災害対策本部は、自治体応援職員の活動環境の確保（スペース、資機材等の準備）や、自治体応援職員に対する業務説明の準備を行う。</p>	<p>3 受入れ準備</p> <p>市町災害対策本部は、自治体応援職員の活動環境の確保（スペース、資機材等の準備）や、自治体応援職員に対する業務説明の準備を行う。なお、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。</p>

No	現行	修正案
13	<p>第9章自治体応援職員の受入れに関する計画</p> <p>P. 191 第6節 市町における自治体応援職員の受入れ 第2 災害発生時の活動 4 自治体応援職員の配置調整等</p> <p>4 自治体応援職員の配置調整等</p> <p>受援担当（受援班等）は、県災害対策本部から対口支援団体の決定について情報提供を受ける。 市町災害対策本部は、一般事務職員の自治体応援職員の詳細な配置については、直接、対口支援団体と調整する。また、専門職種職員の自治体応援職員の詳細な配置については、県災害対策本部関係部隊を通じて調整を行うことを基本とする。 市町災害対策本部は、自治体応援職員に対して、業務説明の実施や必要な資機材の提供を行う。 市町災害対策本部は、自治体応援職員の勤務管理（ローテーション計画、勤務表の作成・記録）を行う。</p>	<p>4 自治体応援職員の配置調整等</p> <p>受援担当（受援班等）は、県災害対策本部から対口支援団体の決定について情報提供を受ける。 市町災害対策本部は、一般事務職員の自治体応援職員の詳細な配置については、直接、対口支援団体と調整する。また、専門職種職員の自治体応援職員の詳細な配置については、県災害対策本部関係部隊を通じて調整を行うことを基本とする。配置調整にあたっては、適材適所の配置となるよう留意する。 市町災害対策本部は、自治体応援職員に対して、<u>応急対応や復旧・復興のフェーズに応じて業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、自治体応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。</u> 市町災害対策本部は、自治体応援職員に対して、必要な資機材の提供を行う。<u>なお、資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておく。また、自治体応援職員の宿泊所についても、応援自治体側での対応を求めることを基本とするが、必要に応じて情報提供等を行う。</u> 市町災害対策本部は、自治体応援職員の勤務管理（ローテーション計画、勤務表の作成・記録）を行う。 市町災害対策本部は、円滑に業務が引き継がれ、切れ目のない応援活動となるよう、市町災害対策本部は、引き継ぎ期間の拡充や半数ずつの交代を求めるなど、応援自治体等と調整を図る。</p>
14	<p>第9章自治体応援職員の受入れに関する計画</p> <p>P. 192 第7節 自治体応援職員の業務内容</p> <p>(新設)</p>	<p>※中長期の人的支援スキーム（総務省）</p> <p>【県→県支援】</p> <p>【市町村→市町村支援】</p> <p>【県→市町村支援】</p>